

第60号議案

芦屋市個人情報保護法施行条例の制定について

芦屋市個人情報保護法施行条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(定義)

第3条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び財産区をいう。

(法第75条第5項の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿)

第4条 実施機関は、法第74条第2項各号のうち第9号のみに該当して個人情報ファイル簿の作成等の適用除外となった個人情報ファイルについて、帳簿を作成し、公表するものとする。ただし、個人が特定される場合はこの限りでない。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、法及びこの条例に基づく実施機関における個人情報保護制度の運用状況について、公表しなければならない。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関して知り得た

旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 前条の規定の施行の日前に旧条例第17条第1項、第28条第1項又は第34条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 前条の規定の施行の日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各項の罰金刑を科する。
- 7 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(芦屋市附属機関条例の一部改正)

第5条 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の項を次のように改める。

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会	(1) 芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第16条第3項及び第4項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (2) 情報公開制度の運用と改善に関する事項について調査審議すること。 (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (4) 芦屋市個人情報	6人以内 情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者	2年
-------------------	--	---------------------------------	----

	<p>保護法施行条例 （令和4年芦屋市 条例第 号）第 8条の規定による 諮問に応じ調査審 議すること。</p> <p>(5) 特定個人情報保 護評価に関する規 則（平成26年特 定個人情報保護委 員会規則第1号） 第7条第4項の規 定により、行政手 続における特定の 個人を識別するた めの番号の利用等 に関する法律（平 成25年法律第2 7号）第28条第 1項に規定する評 価書に記載された 同法第2条第9項 に規定する特定個 人情報ファイルの 取扱いに関する事 項について調査審 議すること。</p>		
--	---	--	--

参 照 1

芦屋市個人情報保護法施行条例の制定要綱

1 制定の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 用語（第2条関係）

この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による。

(2) 定義（第3条関係）

この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び財産区をいう。

(3) 法第75条第5項の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿

（第4条関係）

実施機関は、個人情報ファイル簿の作成等の適用除外となった千人未満の個人情報ファイルについて、帳簿を作成し、公表する。ただし、個人が特定される場合はこの限りでない。

(4) 開示請求に係る手数料等（第5条関係）

ア 開示請求の手数料の額は、無料とする。

イ 開示の実施に当たり、写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

(5) 開示決定等の期限（第6条関係）

ア 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。

ただし、開示請求書に形式上の不備があり、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

イ アの期間にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由が

あるときは、アの期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(6) 開示決定等の期限の特例（第7条関係）

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(5)にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、(5)アの期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

ア (6)の特例を適用する旨及びその理由

イ 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(7) 審査会への諮問（第8条関係）

実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

ア この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合

ウ ア及びイのほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(8) 運用状況の公表（第9条関係）

市長は、毎年度、法及びこの条例に基づく実施機関における個人情報保護制度の運用状況について、公表しなければならない。

3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日

(2) 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(3) 経過措置

ア 次に掲げる者に係る業務に関して知り得た個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならな

- い義務については、(2)の施行後も、なお従前の例による。
- (ア) (2)の施行の際現に実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は(2)の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、(2)の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (イ) (2)の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- イ (2)の施行の日前に請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- ウ (2)の施行の日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- エ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、(2)の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を(2)の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (ア) (2)の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は(2)の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (イ) ア(イ)に掲げる者
- オ エ(ア)(イ)に掲げる者が、その業務に関して知り得た(2)の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例に規定する保有個人情報を(2)の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- カ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、エ及びオの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してもエ及びオの罰金刑を科する。
- キ エ、オ及びカの規定は、市の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
- (4) 旧条例の規定がその効力を失う前にした行為及び(3)イによりなお従前の例によることとされる場合における(2)の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(5) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正
 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の担当事務

改正案		現 行	
情報公開	審査請求について	情報公開	審査請求について
	制度の運用と改善に関する事項について		制度の運用と改善に関する事項について
個人情報保護	審査請求について	個人情報保護	審査請求について
	芦屋市個人情報保護法施行条例第8条の規定による諮問		制度の運用と改善に関する事項について
特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項		特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	

参 照 2

個人情報保護に関する法律抜粋

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(第2項省略)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第74条 (第1項省略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(第1号から第8号まで省略)

(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

(第10号及び第11号省略)

(第3項省略)

(開示請求の手續)

第77条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の実施)

第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(第2項から第4項まで省略)

個人情報の保護に関する法律抜粋 (令和5年4月1日施行)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第75条 (第1項省略)

(第2項から第4項まで省略)

- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

(手数料)

第89条 (第1項省略)

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

(第3項から第9項まで省略)

個人情報の保護に関する法律施行令抜粋

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

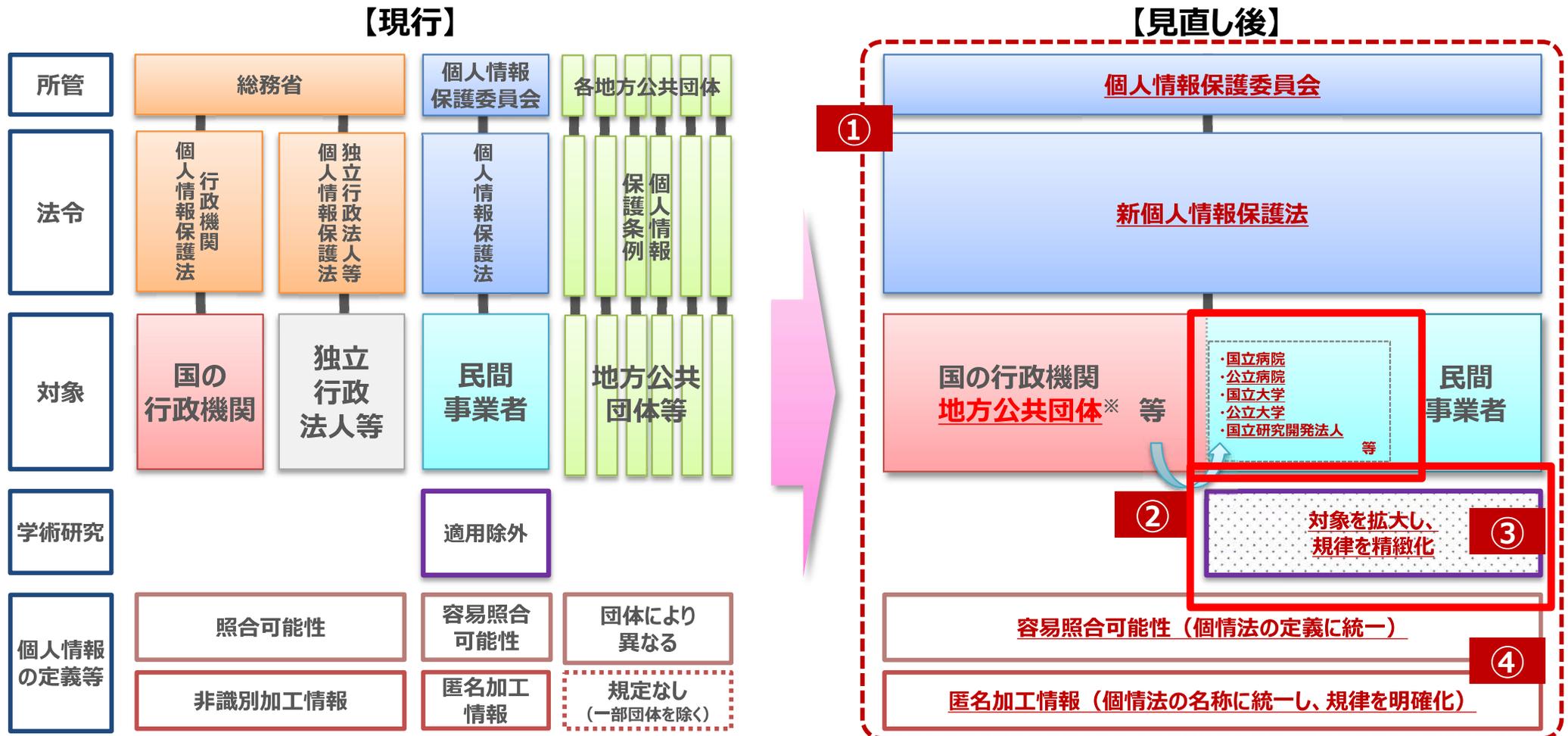
第19条 (第1項省略)

- 2 法第74条第2項第9号の政令で定める数は、千人とする。

(第3項省略)

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

芦屋市個人情報保護法施行条例案の概要

1 法改正と条例制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴って地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして令和5年4月1日から施行されることとなった。そのため、現行の芦屋市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるための施行条例を制定する。

2 条例で定める事項

(1) 条例で定める必要がある事項

ア 開示請求に係る手数料

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（匿名加工情報の提供を実施する場合）

(2) 条例で定めることが法律上許容されている事項

ア 開示決定等の期限

イ 審査会への諮問（専門的な知見に基づく意見）

ウ 個人情報ファイル簿（保有する個人情報の利用目的・記録項目等を記載した帳簿）とは別の帳簿の作成・公表

エ 条例要配慮個人情報

オ 不開示情報（情報公開条例との整合性）

3 条例制定の内容

現行条例において定めている個人情報の取扱いについては、今後は法を適用する。施行条例に規定する事項は、基本的に法で定めることが認められているもののみとなり、主な内容は以下のとおりとなる。

(1) 開示請求に係る手数料等

・開示請求に係る手数料の額 無料（現行と同じ）

・写しの交付及び送付に要する費用については、規則に定める額の負担

を求める。(現行と同じ)

(2) 開示決定等の期限

- ・開示決定の期限 15日以内(現行と同じ。法は30日以内)
- ・期限の延長 30日以内(現行は45日以内。法は30日以内)
- ・期限の特例(著しく大量な場合に相当の部分について開示決定等をする期限)
45日以内(法は60日以内)

(3) 審査会への諮問

法の規定に基づく審査請求のほか、施行条例の改廃、保有個人情報の安全管理に係る基準の策定、運用上の細則の策定をする場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なときは、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる。

(4) 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表

法において、個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルの本人の数が1,000人以上の場合に作成・公表するが、本市においては現行条例で、本人の数に制限なく個人情報取扱事務登録簿を作成・公表しているため、1,000人未満の場合についても、個人情報ファイル簿とは別の帳簿として作成し、公表することとする。これに伴い、現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止する。

(5) 運用状況の公表

毎年度、個人情報保護制度の運用状況について公表する。(現行と同じ)

4 条例で定めない事項について

(1) 2(1)イ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

本市において行政機関等匿名加工情報の提供制度を導入するか否かを決定するに当たっては、この制度の実施が活力ある地域経済社会の創出や豊かな国民(住民)生活の実現に資するものであるか、本市の行政の事務・事業の適正かつ円滑な運営や住民の権利利益の保護に支障のない範囲で行えるものなのかといった点について慎重に検討することが必要であるため、現段階では導入しない。従って手数料は規定しない。

(2) 2(2)エ 条例要配慮個人情報

現時点では、本市においては、条例要配慮個人情報として定めるべき特段の地的事項のある個人情報は見当たらないため、施行条例では条例要配慮個人情報を規定しないこととし、今後、社会情勢の変化や本市における諸施策の動向等を踏まえ必要に応じて適宜見直しを図ることとする。

(3) 2(2)オ 不開示情報（情報公開条例との整合性）

改正法と本市の情報公開条例の規定を比較検討した結果、施行条例の策定に当たって情報公開条例との間で特に調整を行うべき事項を見出すことはできないため、新たな規定は設けない。

芦屋市個人情報保護法施行条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市個人情報保護法施行条例（令和4年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿）

第3条 条例第4条の規定による個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表は、法及び令の定めにより行うものとする。

（開示の実施方法）

第4条 保有個人情報の開示について、法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、別表に定めるものとする。

2 個人情報の閲覧又は視聴をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該個人情報が記録されている物を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱いなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、個人情報が記録されている公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（交付等に要する費用）

第5条 条例第5条第2項に規定する規則で定める費用の額は、別表に掲げる公文書の種別ごとに、開示の実施方法に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

2 前項に規定する費用は、前納しなければならない。

3 送付に要する費用について、令第28条第4項の規則で定める方法は、納付書により前納することとする。

（弁明書の写しの添付）

第6条 法第105条の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29

条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(運用状況の公表)

第7条 条例第9条に規定する運用状況の公表は、告示、市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

公文書の種別	開示の実施方法	交付に要する費用の額
1 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	ア 閲覧	無料
	イ 用紙に複写したものの交付(日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)まで)	1枚につき 白黒 10円 カラー 50円
	ウ 用紙に複写したものの交付(A3判を超えるもの)	実費相当額
2 写真フィルム	ア 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	無料
	イ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものを複写機により複写したものの交付(A3判まで)	1枚につき 白黒 10円 カラー 50円
	ウ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものを複写機により複写したものの交付(A3判を超えるもの)	実費相当額
3 録音テープ	ア 専用機器により再生したものの聴取	無料
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	実費相当額
4 ビデオテープ	ア 専用機器により再生したものの視聴	無料
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	実費相当額
5 電磁的記録 (3及び4の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの閲覧	無料
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	無料
	ウ 用紙に出力したものの交付(A3判まで)	1枚につき 白黒 10円 カラー 50円
	エ 用紙に出力したものの交付(A3判を超えるもの)	実費相当額
	オ フロッピーディスクに複写したものの交付	1枚につき 30円

カ	光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径が120 ミリメートルの光ディスクの再生装置 で再生することが可能なものに限る。） に複製したものの交付（CD-R）	1枚につき 100円
キ	光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径が120ミリメートル の光ディスクの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。）に複製したも のの交付（DVD-R）	1枚につき 150円
ク	フラッシュメモリーに複製したもの の交付	1個につき 1,000円

備考

- 1 1の項イ若しくはウ、2の項イ若しくはウ又は5の項ウ若しくはエ
の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額
を算定する。
- 2 この表に記載のない開示の実施に係る費用は、公文書の種別を勘案
し、類似の開示の実施方法と同額とする。
- 3 複製したものの交付による場合、交付部数は1部とする。